

戦後日本経済の混乱と改革

小林良彰

- I はじめに
- II 敗戦の打撃
- III 生産の激減
- IV 人口過剰と失業
- V 食糧不足とヤミ価格
- VI 自信の喪失
- VII 財閥解体
- VIII 集中排除法
- IX 公職追放
- X 農地改革
- XI 労働組合の育成
- XII 改革の評価

I はじめに

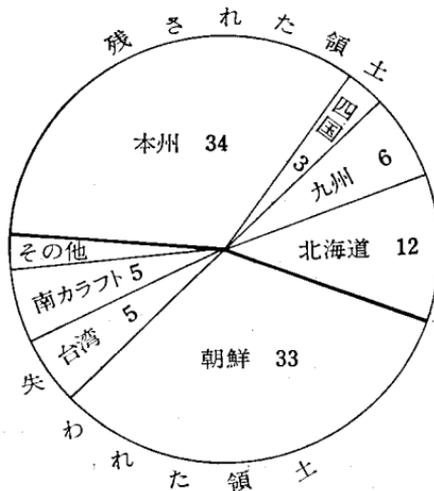
高度成長によって豊かさに馴れた日本人が、最近「もの不足」「インフレ」「節約」という言葉に直面している。この言葉は約30年前にくり返されたものであるから、忘れていた終戦直後の思い出が話題になり、苦い思い出を持つ年令層がとくに買占に走っているという。ただ、表面的にはよく似ているが、現在の「もの不足」「インフレ」と終戦直後のものとはまわりの条件がちがっていた。現在のことはさておき、当時さまざまな条件が激変していたときである。この時代の状態と変動をふり返ることは、現在を見るためにはぜひ必要なことであろう。

II 敗戦の打撃

第二次世界大戦に敗れた日本は、戦前もっていた植民地を失い、本来の日本の領土の中だけで経済の再建をおこなうことになった。以前の領土は、第二次大戦の直前に占領した満州と、中国その他東南アジアの地域を除いても、朝鮮、台湾、千島、南カラフトその他を含めて67万5,000平方キロメートル余りであった。

ポツダム宣言によって朝鮮、台湾、澎湖島、千島、小笠原諸島、琉球諸島、南カラフト、南洋諸島を奪れたため、30万5,000平方キロメートル余りを失った。失った領土は、以前にくらべて約45パーセントの比重を占めていた。残された日本の領土は、明治維新の時点よりもさらに狭くなった(第1図)。

第1図 旧領土に占める割合(%)



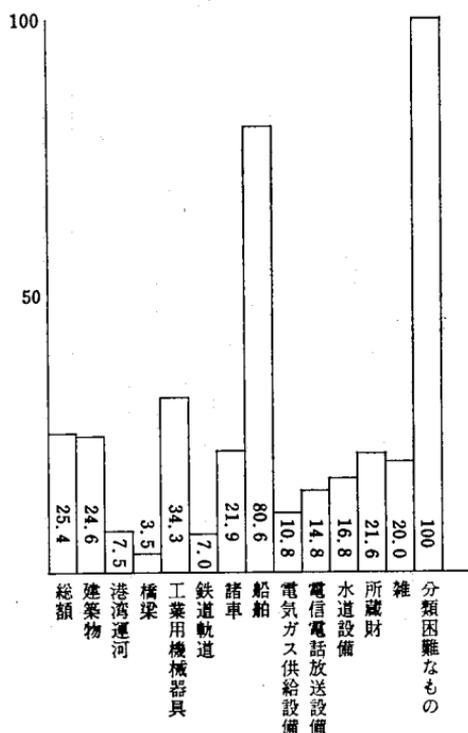
資料 総理府統計局『日本統計年鑑』第1巻、日本統計協会、昭和24年、2-3ページより作図。

そのうえ、この残された領土が戦災によって大きな被害を蒙っており、そこにある国富が非常に減少していたのである。国富の被害の総額は約

1,340億円になり、これは国富総額の41.5パーセントにのぼり、このうち平和的資産の被害率は25パーセント、純軍事的資産の被害率は100パーセントであった。国富のうち船舶の被害率は80.6パーセントで昭和10年にくらべると236パーセントになるから、昭和10年以後に増産した物をすべて失い、残ったものは昭和10年に存在していたものの56.8パーセントだけとなり、もっとも被害率が高かった。

工業用機械器具は被害率34パーセントであり、これは昭和10年に存在していた国富にくらべて94パーセントに相当するが、それでも残った国富は昭和10年の180パーセントであった。

第2図 国富の被害率(%)

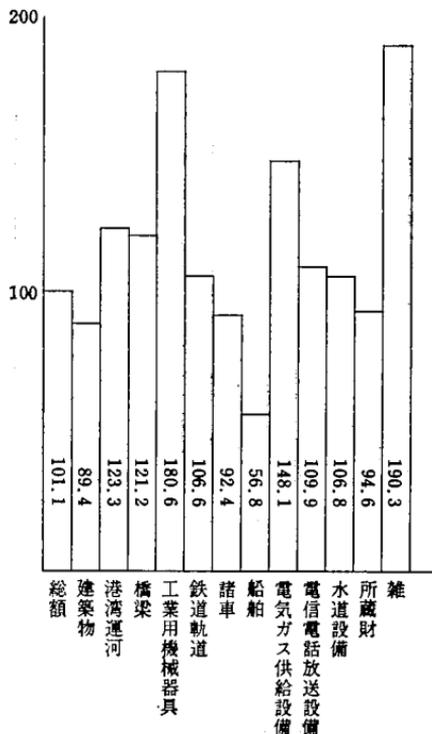


資料 経済企画庁戦後経済史編纂室『戦後経済史』(総観編)
大蔵省印刷局, 昭和32年, 11ページより作成。

その他建築物の被害率は24.6パーセント、諸車の被害率21.9パーセント、所蔵財の被害率21.6パーセント、水道設備16.8パーセント、電信電話放送設備14.8パーセント、電気ガス供給設備10.8パーセントなどであり、橋梁の被害率は少なくとも3.5パーセントであるから、被害率は物によってまちまちであった(第2図)。

終戦のときに残存した資産的国富の価値は約1,889億円となり、昭和10年の資産的国富を終戦時の時価に換算すると1,868億円となるから、戦争による被害はちょうど昭和10年以後に増加した資産的国富の額と一致した(第3図)。日本は昭和10年の時点に逆もどりしたと考えることができる。

第3図 昭和10年に対する国富の残存率(%)



資料 第2図と同じ。

また、奪われた領土に残された在外資産については、マッカーサーの声明によると数十億ドルにのぼり、これだけですでに日本が巨額の賠償支払をしたと評価されている。戦争による被害はたしかに大きかった。しかし、これを評価する立場は二つあるだろう。終戦直後の出版物は、打撃の大きさを強調した。だが、その後の日本経済が奇蹟の復興をなしとげたと思われるようになった現在としては、別の見方が出来るのではなかろうか。つまり、被害は大きかったとしても、せいぜい10年前の水準に戻っただけであり、明治維新以来昭和10年までに蓄積されてきた国富は残り、これが再建の土台になったのである。だから、戦後日本は廃虚から出発したという言い方は比喩的な言い方であり、現実はそれほどでもなかったのである。

Ⅲ 生産の激減

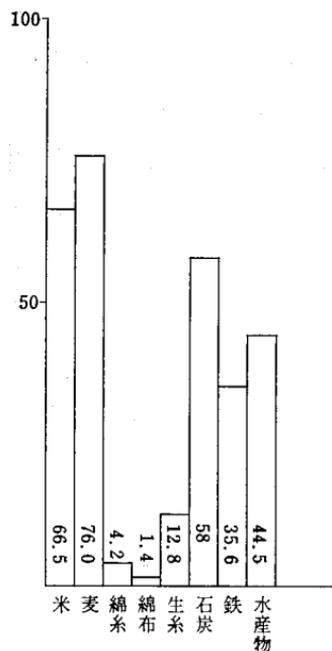
国富の減少にくらべると、生産は極端な減少をひきおこしていた。昭和9年から11年を100とすると米の生産は66.5パーセント、石炭は58パーセント、鉄は35.6パーセント、水産物は44.5パーセント、綿糸は4.2パーセント、綿布は1.4パーセントという状態であった（第4図）。

鉱工業生産について、昭和10年から12年を100とすると、昭和20年4月にすでに約4分の1の水準にまで落ちたが、終戦の8月にはこれが8.7パーセントの最低水準にまで下落し、9月から翌年3月にいたるまで、かれこれ10パーセント台の横ばい状態を続けていた。鉱工業はほとんどが生産停止に近い状態を続けていたことがわかる（第5図）。

とくに消費財は、昭和20年8月まで生産の低下がひどく、7月には5.6パーセントの水準にまで下っていた。

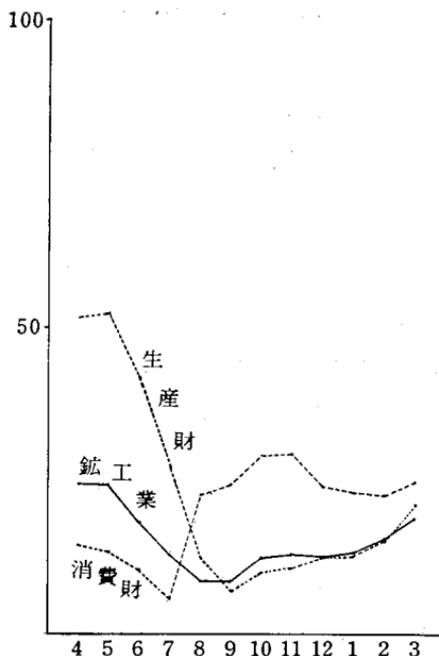
原材料の供給の見込がたたず、貿易は占領軍によって封鎖された。生産設備では水力発電、板ガラスなどが被害を受けていないが、機械工業の被害は大きく、真空管は56パーセントの被害を受けていた。石油精製、化学

第4図 昭和20年の生産指数(%)
(昭和9～11年を100とする)



資料 『戦後経済十年史』
35ページより作図。

第5図 終戦直後の生産指数(%)
(昭和10～12年を100とする)



資料 前出『戦後経済十年史』(総観編)
37ページより作図。

工業もかなり高い被害を受け、アルミニウムは23.9パーセント、電気銅は22.1パーセントであり、それ以外の非鉄金属工業では被害を受けることが¹少なかった。

原材料の在庫については、戦争による被害で78億円を失ったが、残ったものの価格は251億円であり、この両者を合せたものは昭和10年の7パーセント増であるから、それほど大きな被害を受けていない。そこで、もし残存した生産設備と原材料を有効に活用した場合、現実におこった生産の減少のようなひどい事態にはならなくてすんだはずである。だが、これが

1 通産大臣官房調査課編『戦後経済十年史』商工会館出版部，昭和29年，38—39ページ。

敗戦にともなう混乱によって輪をかけられた形になったために極端な物資不足がおこったのである。

まず、戦争中に軍需生産へ転換された生産体系を平和産業に切りかえるための困難があった。軍需補償を打ち切られたため企業が資金不足となった。生産設備が賠償の対象として没収されるかわからないため先ゆきの見込がたたず、生産の再開を見あわせていたことも影響した。製品に公定価格が強制されたため、生産するよりは原材料をヤミ値で横流しするほうが利益になったこともあった。労働者の勤労意欲もなかった。このような原因が重なって、とくに大企業が生産をひかえた。当時は、消費材を生産する小企業のみが、生産再開にたいして積極的に取りくんでいたのである。漁業は戦前年間六億円に達して世界第一位であったが、敗戦で北洋、遠洋の漁場を失い、沿岸漁業だけとなったため漁獲高は半分以上に減少した。

IV 人口過剰と失業

戦争による戦死、戦病死、戦災死者は合計185万人、負傷者を含む罹災者は約875万人であった。

昭和20年11月現在の内地人口は7,199万8,000人で、このうち男子3,490万5,000人、女子3,820万9,000人と推計されている。

これとは別に約650万人の軍人、軍属、一般人が外地にいたので、復員、引揚とともに人口は増加した。これに加えて人口の自然増加が年々150万人になった。

こうした人口増加にくらべて、これを雇用する産業はまひ状態になっていた。軍需産業は禁止され、平和産業の操業率は低下していた。戦災によって自家営業の多くは停止していた。そのため失業者は約1,300万人にふえると予想された。翌年の7月には全産業の労働者が1,000万人を超えたといわれているが、これをくらべてみても失業者の数は大きいものとみら

れた。昭和初年の世界恐慌のときですら 300万人の失業者といわれているから、終戦時の失業者数の重大さがうかがわれる。

このため、マッカーサから失業者救済の指令が出された。昭和20年12月1日「臨時国民登録」の調査が行われた。このとき予想を裏切って、無業者総数 319万人余りという数字が出た。昭和21年4月の人口調査によると、完全失業者は 159万人となった。失業者数は予想以下の数字となった。失業者数が少なく表現されたのは、もし失業と登録すれば石炭夫に徴用されるという噂が流れ、これを恐れて失業でも有業と申告したり、ヤミ・ブローカーも有業と申告したためである。また、月に一週間しか働かない者が 196万人、月に 8日以上20日未満しか働かない者が 432万人という状態であった。これを合計すると、不完全失業者 628万人とみなされるから、多数の潜在的失業人口があったことは疑いない。ただし昭和21年7月の就業者数 1,000万人は、戦前とほぼ同じ水準に達していたのである。²

V 食糧不足とヤミ価格

昭和20年の米の生産高は 3,900万石と見つもられ、大凶作であった。昭和21年春の麦も凶作で 1,400万石となり、平年の 6割余りに落ちた。しかも政府のとった供出政策が十分に効果を発揮しなかったため、食糧の配給が次第に困難になった。

昭和21年の 5、6月には、1,000万人が餓死すると予想された。食糧の遅配、欠配が続きはじめた。5月上旬、北海道で二カ月以上の欠配となったところが 36町村、一カ月以上の欠配なったところが 3市111町村となり、欠配の最高は 104日であった。東京、神奈川でも平均 5日の遅配となった。そのうえ、農林省は 8月末までの不足分を欠配として補充の打切を命令し

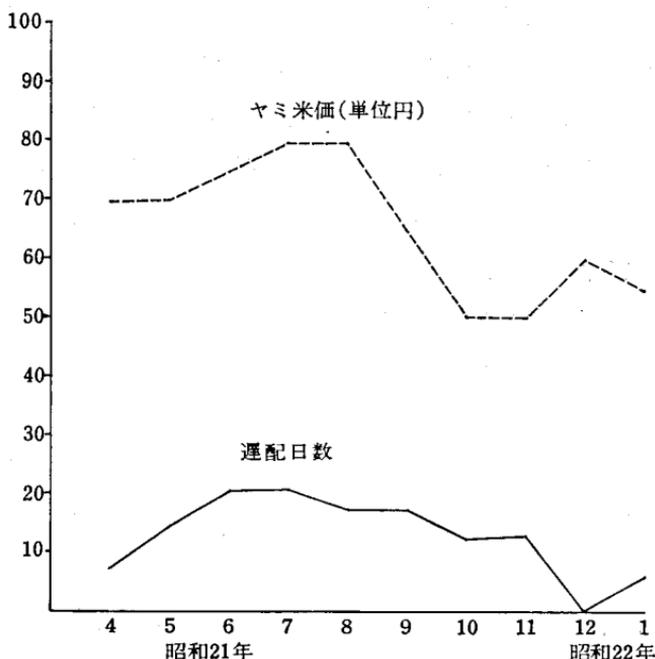
2 経済企画庁戦後経済史編纂室『戦後経済史』(総観編)大蔵省印刷局、昭和32年、13、69ページ。

3
た。

当時米の配給は1人当り1日2合1勺が基準であり、22年度に入って政府は2合5勺に増配することを決定した。この量の配給が完全に実施されていたとしても、まだ完全な生活にはほど遠かった。日本人が平均的に必要とする栄養量は、当時2,160カロリー、蛋白質60グラムであったが、戦前には主食から1,830カロリーをとるような状態になり、これを米におおすと3合7勺になった。米2合1勺の配給でがまんさせられた昭和21年には、主食副食含めて1,325カロリーで生きていたことになるが、これでは働くことができないので、少くとも1,000カロリー以上のものを配給米以外の食糧で採らなければならなかった。配給米以外の食糧の中心はヤミ米であった。ヤミ米の価格は、米の遅配が多くなればなるほど高くなっていった(第6図)。10日の遅配があると平均一世帯米3升、いも10貫目ぐらいはヤミで買わなければ追いつかず、この値段が500円から600円におよんだという。ヤミ食糧品の供給者はもちろん農家であるが、これを直接消費者が買い出しに出かけた例もあるが、ヤミ商品の転売を職業としたブローカー(俗にいうヤミ屋、買出し部隊)が大量に動いた。個人のブローカーから、大規模な集団をなして「移動食糧営団」などと自称していた者まで現れた。警察当局の取締りも米に集中され、21年度中の取締り総件数122万851件のうち、6割余りの77万件が主食関係、約2割が副食関係となっていた。それにしてもヤミ米を根絶できたわけではなく、国民のほとんどすべてが何らかの形でヤミ食糧品を食べていたのである。

ヤミ経済の横行により都市の勤労者が特に被害を受け、「栄養失調」、「生計失調」となり、「たけのこ生活」という言葉が流行した。とくに官吏と会社員の生計失調がひどかった。昭和21年12月の警視庁の調べによると官吏の1カ月の収入838円に対して支出1,115円となり、会社員の収入

第6図 東京都の遅配日数とヤミ米価(米価は1升平均)



資料 『ダイヤモンド』第35巻第7号，昭和22年，34ページより作図。

1,374円に対して支出2,244円となったという数字があげられている。そのほか生計失調をおこしていたものは、画家、無職者、資産家(地主・家主)となり、彼らは手持の衣類、装飾品、その他をヤミ値の食糧品と物々交換をしていたから、これをたけのこ生活と呼んだのである。

貯蓄の余裕のある者としては、教員、商人、事業主、飲食店主、汲み取り人、運送業者、魚夫、学校用務員、ブローカーという職種があげられている。農家は調査の対象からはずされた。農家が米の供出を少な目にして「隠匿米」を作り、これをヤミ値で売ったことは明らかであり、このため「にわか成金」が続出して農家の生活状態は良いものと考えられていた。⁴

4 『ダイヤモンド』第35巻第7号，昭和22年，34ページ。

官吏と社員がひどい生計失調をきたしていたから、失業者がすすんで会社や官庁に就職口を求めるとい状態がでてこなかった。昭和21年の職業紹介事業についても、求人数は301万人に達したが、求職者数は223万人、就職者数は128万人にすぎなかった⁵。失業者は、安月給取になるよりはむしろヤミ・ブローカになったほうがはるかに楽な生活が送れるものと考えた。

VI 自信の喪失

この時代は、敗戦で叩きつけられ、食糧不足に悩み、日本人は完全に自信を失っていた。我国は人口が多く国土が狭く、そのうえ山が多くて耕地が非常に少ない。国土面積3,719万町のうち、耕地面積は534万5,000町しかなく総面積の14.3パーセントであった。耕地面積のうち、水田は国土総面積の8パーセントにすぎない298万6,000町、畑地は6.3パーセントの235万8,000町と見つもられていた。

人口の割に資源も少なく、これで再び工業国として立ちなおれると思う人は少なかった。まして、日本の米作が供給過剰になりうるなどは誰も考えなかった。日本の生きのびる道といえば、マッカーサーが「東洋のスイスとなれ」と言うと、この言葉が一般にもてはやされ、外人観光客を引き寄せて観光資源を売りものにする以外発展の見込みはないものと思われていた。

VII 財閥解体

連合軍最高司令部（GHQ）の命令によって財閥解体が実施された。日本側では持株会社整理委員会（HCLC）が設立され、昭和21年8月から活動をはじめた。委員長笹山忠雄（元興銀理事）、常任委員野田岩次郎（元

5 経済企画庁戦後経済史編集室、前掲書、70ページ。

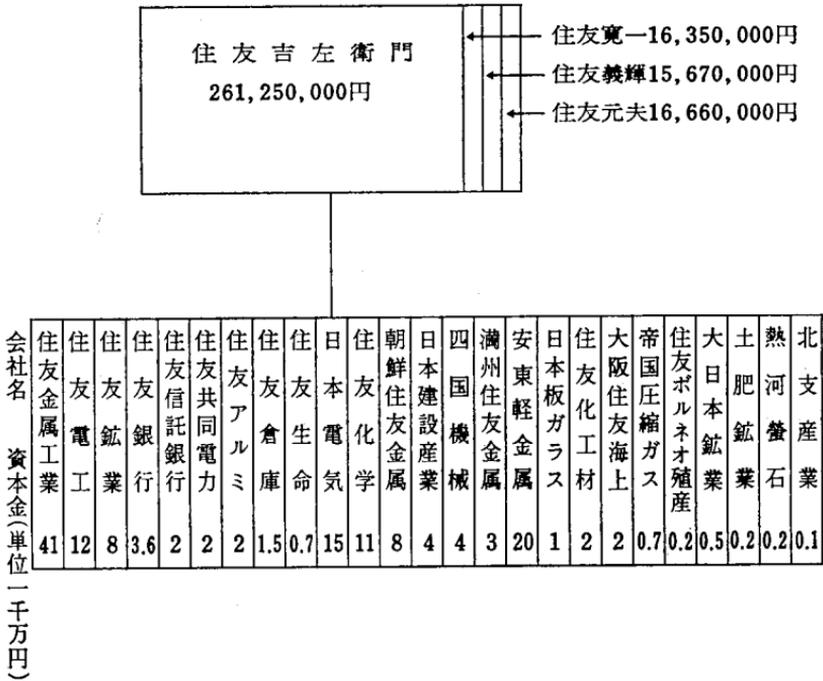
日本綿花ニューヨーク支店長), 加嶋五郎 (元弁護士), 監査委員車谷馬太郎 (元大和証券社長), 委員諸井貫一 (経済同友会幹事長), 脇村義太郎 (東大教授), 美濃部亮吉 (法大教授), オブザーバーとしてクーパー (総司令部経済科学局反カルテル・トラスト部整備課長) という顔ぶれであった。

解体のために財閥家族と財閥本社の持株を時価で強制的に買い上げ, これをいろいろな形で売却した。これによって, 財閥家族は傘下の財閥企業に対する統制力を失いその企業から配当金を受取る権利を失った。またインフレの進行する中で株の価格が上昇するのに, 補償としてもらった国債の価値は上昇しなかったので経済的にも大打撃を受けた。たとえば, 三井不動産の株は三井一族が独占していたがこれを没収され, 補償として昭和24年に500万円を渡された。しかし, その直後の資産再評価ではこの株の価値が4億5,000万円と見積られた。これは三井不動産だけについての損失であるから, 財閥家族の損失は合計すると莫大なものになった。

財閥家族として解散のために指定されたのは, 三井, 三菱 (岩崎), 住友, 安田, 中島, 野村, 浅野, 大倉, 古河, 鮎川 (日産) であった。財閥本社で最初に指定されたのは三井, 三菱, 住友の本社と安田保善社, 富士産業 (中島飛行機) であった。

財閥家族の支配の仕方はいくつかの形式があり, 財閥本社が傘下の企業の株を持ち, その本社を一人あるいは数人の者が出資者として支配した。これとは別に, 本社を通さず傘下企業の株を個人的にも所有して支配した。三井財閥では, 11の本家, 分家の財閥家族が三井合名の出資者となった。住友本社では住友吉左衛門一人がほとんどの部分を独占し, 分家に対してはわずかな持分しか与えていなかった。そのため, 住友財閥ではほとんど個人の独裁であった (第7図)。これに反して, 鮎川義介の支配する財閥本社日本産業は株を公開していて, 公開持株会社となっていた。三井, 三

第7図 昭和19年住友財閥の支配図



資料 樋口弘『日本財閥の研究』味燈書屋，昭和23年，25ページより作図。

菱，住友，安田，中島の五大財閥の本社から接収された証券は約19億円であり，そのほとんどが株式であった。五大財閥家族の所有していた証券は9億6,200万円であり，これに浅野，大倉，古河，野村，鮎川の五家の2億円分を加えると約12億円となった。

第二次指定は昭和21年11月におこなわれた。この時解体の目標とされたものは二通りのものがあつた。財閥本社のような会社とともに，一つの事業会社でありながら子会社の株を多く持っているという形の持株会社が狙われた。あとの場合は子会社の株だけを取りあげられるだけで，事業会社そのものはつづくことになるから，この種類の会社は現在でも多く残っている。

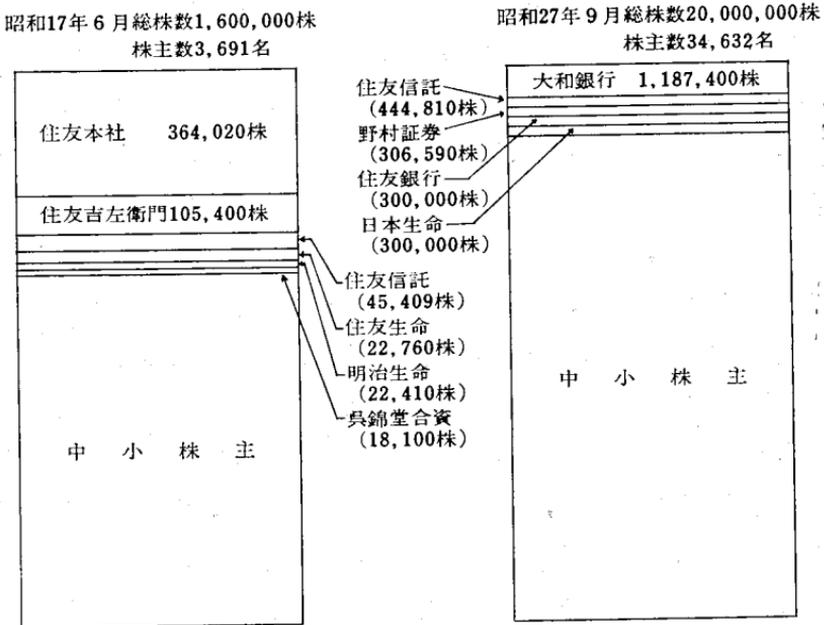
る。第二次指定会社のうち川崎重工が66の子会社を持ち、日産が4つの子会社をもっていた。それ以下浅野本社(6)、古河鋳業(12)、渋沢同族(5)(第一銀行系)、大倉鋳業(28)、野村合名(18)、理研工業(24)、日本曹達(7)、日本チッソ(29)、日立製作(35)、日電興業(13)、王子製紙(41)、東京芝浦電気(30)、日本無線(21)、沖電気(2)、沖電証券(17)、松下電気(32)、日本製鉄(33)、昭和電工(16)、日産化学(31)帝国鋳発(21)、日本郵船(29)、大阪商船(32)、山下汽船(23)、東洋紡績(63)、大建産業(47)、鐘淵紡績(78)、大日本紡績(27)、片倉工業(12)、郡是(10)、内外綿(11)、富士紡績(13)、敷島紡績(17)、帝国人絹(4)、日清紡績(11)、倉敷紡績(14)、日本毛織(16)、大和紡績(10)、神戸製鋼(6)であり、計40社が指定され、その支配する子会社の数は864社となった。

つぎに第三次指定が12月に行われ、これは三井鋳山、北海道炭鋳、三井化学をはじめ20社でその支配する子会社の数は535社となった。第四次と第五次の指定が昭和22年3月と9月に行われたが、これは18社であり、この多くは指定を解除され解体されなかった。その中には石原、辰馬、服部、豊田、大原、片倉などがあって、没落をまぬがれた。持株会社整理委員会は昭和21年8月8日から昭和26年7月10日までの間に仕事を進めたが、財閥解体によって約2億株の有価証券が処分され、その代金は約111億9,000万円余りとなった。このうち98億円余りが財閥家族と指定持株会社からの株であり、その他が証券保有制限令によって処分したものであった。

こうし処分された株の大半は入札、売出しによって証券市場に流れ、約3割は従業員処分、縁故者処分という名目で会社関係者また従業員の手に渡った。こうして戦前の財閥系大企業の株主構成は大きく変化し、筆頭株主は戦前の財閥当主や財閥本社から銀行、証券会社、生命保険などいわゆる法人株主に变化した。株主の数も一段と増加して、大衆株主の時代に進んでいくきっかけを作った。そうした動向はつぎの住友化学の一例によって

あきらかである (第8図)。

第8図 住友化学の大株主の変化



資料 樋口弘『財閥の復活』内外経済社、昭和28年、42ページより作図。

Ⅷ 集中排除法

昭和22年5月、アメリカ国務省から「日本における経済力過度集中に対する政策」という文書が出された。これは日本の巨大企業の分割を目ざして計画されたものであった。日本の巨大企業は、戦前からアメリカの大企業と張り合い、アメリカ企業を脅かしていた。これら巨大企業を中小企業並みに分割して、競争力を低下させようとする意図が背景にあり、これに加えて、反独占のニューディール派の思想や経済民主主義的思想がからまっていた。

はじめ集中排除の対象として指定された会社は325社であった。これに対して日本側の抵抗が強く、アメリカ内部におけ保守派の動きも強まり、昭和23年5月ロイ・エス・キャンベルを委員長とする集中排除審査委員会が日本に来て、9月に結論を発表し、集中排除の部分的取り消しをおこなった。その結果、集中排除法の指定の対象になったものはわずか28社にとどまり、はじめ銀行の分割も予定されていたがこれは中止されることになった。

それにしても、戦前の貿易競争でアメリカを脅かした三井物産と三菱商事は徹底的に分割され、旧社員は100人以上、支店長級以上は2人以上が同じ会社に居てはならないという厳しい形式で分割されてしまった。巨大な製造工場は2つ3つの会社に分割された。王子製紙は苫小牧製紙、十条製紙、本州製紙に分割された。日本製鉄は八幡製鉄、富士製鉄、日鉄汽船、播磨耐火煉瓦に分割され、三菱重工業は東日本重工業、中日本重工業、西日本重工業に、大建産業は呉羽紡績、伊藤忠商事、丸紅、尼崎製釘所に、大日本麦酒は日本麦酒と朝日麦酒に、帝国繊維は帝国製麻、中央繊維、東邦レーヨンに分割された。東洋製罐、井華鉱業(住友)、三井鉱山、三菱鉱業、北海道酪農協同はそのまま続けることができたが、1つあるいは2つの会社を分離させられた。日立製作所、東京芝浦電気、日本通運、帝国石油、日本化薬、松竹、東宝はその持っている株あるいは工場を手放したうえで続けることができた。また電力は9電力会社に再編成された。

IX 公 職 追 放

財閥の主人は傘下会社の株を没収され、月々の生活費も監督されて一定の金額だけを持株会社整理委員会から渡されていた。かつては住友財閥の主人として絶大な権勢をもっていた住友吉左衛門も隠居し、家の前でも魚屋が素通りするといった状態でひっそりと生活を続けなければならなかつ

た。

財閥当主だけではなく、財閥企業の社長、重役も戦争犯罪人として指定され、ある者は巣鴨の監獄に入れられある者は謹慎させられていた。三井財閥の指導者池田成彬、向井忠晴、住友本社総理事小倉正恒、古田俊之助、三菱銀行会長の加藤武男、三菱重工会長の郷古潔、三菱商事社長田中完三、安田保善社理事武井大助など、多くの財閥系企業の指導者が公職から追放された。これと平行して、官僚、軍人の上層部も戦犯に指定され、公職を追放された。彼らは昭和26年前後までこのような状態のもとにおかれた。その間に、かつての部下が経営者の地位に上昇し足場を固めてしまったので、4、5年経って追放解除の身として会社に復帰しようとしても、かつての権勢を取り戻すことに出来なかった。ただし、彼らは財閥の当主とちがって、戦前一介の社員から経営能力を買われて経営者の地位につき、企業の内情に精通し、政財界での人的つながりも深かったので、追放から解除されるとともにいろいろな分野で活躍する機会が残されていた。つぎの表がそれを示している。

	昭和18年頃の職名	昭和27年の職名
向井 忠晴	三井本社相談役	大蔵大臣
宮崎 清	三井物産代表取締役	白洋貿易社長
島田勝之助	北海道炭砒汽船会長	北海炭砒汽船会長
塚田 公太	東洋綿花会長	倉敷紡績社長
大矢 知昇	帝国銀行常務取締役	東横百貨店社長
田代 茂樹	東洋レーヨン社長	東洋レーヨン会長
田代 寿雄	三井鉱山常務取締役	帝国石油社長
加藤 武男	三菱銀行会長	経済最高顧問
郷古 潔	三菱重工会長	経団連顧問
田中 完三	三菱商事社長	東西交易会長

武井 大助	安田保善社理事	昭和産業社長
古田俊之助	住友本社総理事	経済最高顧問
北沢敬二郎	住友本社取締役	大丸社長
三村 起一	住友機械専務取締役	鴨川化工社長
岡田完二郎	古河鋳業常務取締役	宇部興産専務取締役
浅原 源七	日産重工業社長	日産自動車社長
白石 宗城	日本窒素専務取締役	新日本窒素社長
飯田 清三	野村証券社長	証券投資協会専務理事

財閥の当主の多くは戦前からあまり経営の第一線に立っていなかったの
で、持株を奪われてしまった身となつては、もはや会社の経営に復帰する
ことはできなかつた。ただし、まだ莫大な個人資産が残っていたので、そ
の資産をもとにそれぞれの道を探ることになった。そのため、戦前に見ら
れた財閥家族による支配は消え去つたといふことができる。

たとえば、三井船舶社長をしていた三井高陽は、母親が盲腸で入院する
時金が無く、友達に借りて75円の入院料を支払つたという。追放が解除さ
れてからは無職であり、郵政省で切手の図案をしたり、歴史の編纂をし
たり、郵政省の学校に講義にいくという生活を続けることになった。三井高
陽は北海道炭鋳汽船社長萩原吉太郎について、「萩原君は合名(三井)出
身であるが、あまりえらくなつて今度はこっちが近づけなくなつた」とい
つた。主従関係の逆転をはっきりと示す事例である。旧財閥家族の変化は
つぎのようなものである。

	昭和19年頃の職名	昭和27年の職名
三井 高公	三井本社社長	藤原歌劇団理事長
岩崎彦弥太	三菱本社副社長	三菱地所取締役
岩崎 恒弥	東京海上火災取締役	東京海上火災取締役
安田 一	安田保全社総長	経団連顧問

浅野 良三	日本鋼管社長	萱場工業社長
浅野 義夫	東京シャリング社長	東都製鋼相談役
大倉喜七郎	大倉鉱業会長	川奈観光ホテル会長
大倉彦一郎	大倉商事取締役	大倉商事取締役
鮎川 義介	義済会会長	中小企業助成会会長
渋沢 敬三	日本銀行総裁	国際電信電話社長

X 農 地 改 革

昭和20年10月11日、連合軍最高司令部は農民の解放を意味する指令をおろしてきた。当時日本の農地の46パーセントが地主の所有地であり、地主は大小さまざまであって、千町歩地主から一町歩地主にいたるまで分布していた。地主の土地を小作農が耕し、収穫の5割から6割におよぶ高率の小作料を地主に支払っていた。地代が高かったため、これが半封建的地代であるという学説が一般的で、これをめぐって論争が行われたほどであった。小作農はきわめてまずしい生活を送っていて、この農民の貧困が日本における低賃金労働の基礎となり、低賃金のため商品の生産が安くなり、日本商品の輸出競争力が強くなり、戦前米英仏を悩ませたソシャル・ダンピングを可能にさせた条件だと思われていた。また、農民が貧しいために農村の購買力が少なく、それだけ商品の相対的な過剰生産の傾向が強まり、当然輸出競争への圧力となり、これが太平洋戦争を引き起した好戦的性格の基盤となったと思われていた。このところを破壊することに連合軍の狙いがあった。

日本政府は12月妥協的な改革案を作成して、5町歩以上の農地を解放し、地主に対しては賃貸価格の40倍に相当する補償金を与えようとした。しかし連合軍の批判を受けて徹底的な改革を実施させられることになった。とくにイギリスとソ連が対日理事会で強硬意見を唱え、最終的にイギ

リス案が日本の農地改革の骨子となった。

これが昭和21年に成立した農地改革案である。この結果不在地主の農地は没収され、在村地主の場合でも1町歩以上、北海道では約4町歩以上を没収された。政府は、これを小作農が買受けられるように農地証券を与え、この証券の返済は低利、長期とした。農地の移動は政府の統制下で農地委員会が行なった。農地委員会の構成は小作農、自作農、地主の比率を5、2、3の割合とした。またその後に残る小作関係では物納地代を金納地代とし、地主が土地を取り上げることを禁止し、農地の売買によって地主制が再建されることを防止した。

こうした改革が徹底されて、ほとんどの農地については地主・小作関係が消え去り、農地は自作農が経営することになった。ただし山林、原野は解放されなかった。そのため、山林地帯では戦前の地主が山林地主として残り、経済的、政治的な力を温存することになった。農地改革の成果についても論争が多く、終戦直後の一般的傾向は、改革の不徹底な側面を大きくとりあげ、まだ地主の勢力は残存しているから地主制復活の可能性があると主張するものであった。しかし、現在に至るとそのような見方は非現実的だと思われるようになり、しだいに姿を消した。

XI 労働組合の育成

連合軍司令部は労働運動にたいする統制の撤廃を命令した。戦争中に実施されていた動員令の廃止、大日本産業報国会の解散、政治犯の釈放、特高警察の廃止、婦人の解放、労働者団結権の確立と相ついで指令が出された。

昭和20年10月には、マッカーサーが幣原首相に労働組合の育成を要求した。国籍、信仰、身分による差別を労働条件にもちこむことが禁止された。この年の12月、労働組合法が公布され、翌年3月1日から実施され

た。労働者の団結権と団体交渉権が保証され、労働組合活動の権利とストライキ権が認められ、組合活動を行なったという理由で解雇することは禁止された。昭和22年4月、労働基準法と労働者災害補償保険法が公布され、戦前にくらべると労働条件の改善がある程度すすめられた。

XII 改革の評価

戦後の改革は、日本政府の考えていたものよりもはるかに徹底的なものになった。幣原首相自身が三菱財閥の婿であったことに象徴されるように、政府としては財閥と協調してできるだけ連合軍の指令に抵抗し、改革を不徹底に終らせかけたのである。その抵抗を排除して改革を実施させたのは、当時連合軍最高司令部に大きな影響をもっていたニューディール派の行政官の発言力と、対日理事会におけるイギリス・ソ連の圧力であった。

ニューディール派はアメリカ本国で行なった政策を日本にも実施しようとした。独占禁止法、労働関係調整法がそのモデルであった。アメリカの政財界首脳は、戦前における貿易競争と植民地争奪戦の責任が日本の財閥と地主にあり、日本の低賃金労働が侵略的性格の基礎となっていると考えていたので、この基礎を一挙に叩きつぶそうとしたのである。

ただし、アメリカの内部においても意見の対立があり、ニューディール派は理想主義的改革を主張し、保守派は改革をほどほどにして、日本の極東の工場として対ソ戦略の基地に組入れるべきだと主張して対立した。財閥解体と集中排除法はニューディール派の反独占的思想にもとづくものであるが、同時に、アメリカ大企業の敵であった日本の財閥家族と巨大企業を分断し、弱めたいという意図があった。アメリカ資本に従属させようという意図があった。労働組合の育成政策のねらいも同じで、賃金を上昇させて生産費を増加させ、戦前イギリス、アメリカ商品を東南アジア市場から駆逐したソシャル・ダンピングを不可能にさせる意図を含んでいた。地主制の破壊も同じ性

格をもっていた。

占領軍の改革はやはり戦勝国の利害から引きだされた政策であり、必ずしも日本自身の必要を考慮して推進されたものとはいえない。しかし、結果から見ると、日本の経済機構を他の先進資本主義国の水準の方向に進めたものとなった。財閥解体の萌芽は戦前、戦中からあった。財閥打倒のかけ声が強まると、四大財閥の側からも譲歩が行なわれ株式を公開したり、財閥家族が経営陣を引退したりした。三井財閥では池田成彬が積極的にこの方向をすすめていった。日産の鮎川義介はこの方向を先取りして大衆的持株会社のアイデアを作りだした。財閥家族が独占的な地位を保つことはすでに限界にきていて、何らかの形で株式の大衆化が行なわれるのが時代の方向になりつつあったのである。

そこで、「財閥は復活したか」という議論をとりあげてみると、この側面からは1つの解答が出されうるだろう。財閥という言葉をどのように理解するか、財閥を大企業のグループ化と定義するならば、たしかにそれは復活している。しかし、その上に1人あるいは数人の大株主が強力な統制力をもって立っているという意味での財閥は姿を消した。このような財閥は、現在、財閥解体をまぬがれた二、三流の企業だけにある。その意味で、改革の成果は失われていない。

これらの改革によって小作農はほとんど自作農となり、昔の小作農の生活水準が向上した。労働者の経済的地位も昔よりは高まり、財閥家族と地主の経済力が戦前にくらべると低下した。このため戦前にくらべると農民や労働者の購買力が増大し国内市場が拡大し、これがのちの高度成長を実現させる需要の増加に結びついた。これが戦後新しく出現した条件であり、これに戦前から存在した条件が一致した。高度の技術水準は戦前からのものであった。戦争による生産設備の破壊は想像されるほど大きくはなく、いわば昭和10年にもどっての再出発であった。資源は日本の旺盛な工

業力にくらべると不足している。資源不足はつねに力説されることであるが、しかし、絶対的に資源が無いのかどうかというと、これは比較の問題であって、日本はかなり多様な資源に恵まれていたともいえよう。当時の資源不足と現在の資源不足とは基本的に異なる。当時はまだ工業の規模が小さく、資源の必要も現在ほどではない。また、資源は現在ほどは掘りつくされていなかった。そのうえ、燃料の基本は石炭であってこれは日本に豊富に存在した。しかし、敗戦にともなう混乱によって麻痺状態に陥った生産活動が軌道に乗るまでは、インフレ、もの不足がつづいた。その意味で同じ「もの不足」「インフレ」といっても、終戦直後のものと現在のものとは質的に異なる面が大きいと考えられる。終戦直後のインフレについては、まだいろいろな要素があるが今回はそこまで筆をのばすことができなかった。